

行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則

行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手續に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。